

加古川市教育・保育施設等利用者負担額軽減事業実施要綱

平成28年12月19日 こども部長決定

(目的)

第1条 本事業は、兵庫県が定める「ひょうご保育料軽減事業実施要綱」（以下「県要綱」という。）に基づき、児童が教育・保育を利用する場合の利用者負担額（県要綱第2条第8号に規定する保育料。以下「保育料」という。）の一部を補助することにより、子育てにかかる経済的負担を軽減し、もって子育て環境の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、県要綱において使用する用語の例による。

(軽減の方法)

第3条 対象子どもに係る保育料の軽減は、保護者からの申請に基づき補助金を交付することによって行う。ただし、補助を受けようとする年度の対象子どもに係る保育料に滞納があった場合は、当該補助金を滞納保育料の一部として充当することとする。

(補助の対象)

第4条 前条に規定する保育料の軽減による補助の対象は、補助金の交付申請を行う年度の対象子どもにかかる保育料とし、補助金の額は別表第1のとおりとする。

2 補助の対象となることを確認するに当たっては、市長は申請者に必要な資料を提出させることができる。

(所得制限)

第5条 市長は、保護者の所得が別表第2に定める額以上となる場合、第3条の補助金を交付しない。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、加古川市教育・保育施設利用者負担額補助金交付申請書兼請求書（別記様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請を行う場合であり、かつ、対象子どもと同居していない児童を養育していることを証する必要がある場合、申請者は申請書によりその旨を申し立てることができる。

3 第1項に規定する申請は、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日までに行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

2 市長は前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年12月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(効力)

第2条 この要綱は、県要綱が廃止されたとき、その効力を失う。

(経過措置)

第3条 本則及び前条の規定にかかわらず、平成28年度中に限り、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）の規定に基づく複数の子どもがいることによる保育料優遇措置を受けている第3子以降の子ども（平成27年度から継続して教育・保育を利用しており、「加古川市多子世帯教育・保育施設等利用者負担額軽減事業実施要綱（以下「27年度市要綱」という。）」の対象児童に該当する子どもに限る。）に係る本事業の実施については、次に定めるところによる。

(1) 本条において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

ア 第3子 18歳未満の子ども（ただし、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間を含む。）のうち、年長の子どもから順に3人目の者をいう。

イ 対象子ども 教育・保育を利用する支給認定子どものうち、第3子以降の者をいう。ただし、平成27年度にこの事業の第3子以降の対象子どもであって、施行令の規定に基づく複数の子どもがいることによる優遇措置を受けている子どもとする。

(2) 対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について保護者に課された市町村民税所得割額（施行令第4条第1項第2号の規定に基づき算定された所得割の額）を合算した額が119,000円を超える場合には、補助金を交付しない。

附 則

この要綱は、平成29年12月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年11月28日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市教育・保育施設等利用者負担額軽減事業実施要綱の規定は、令和元年10月1日以降に利用した教育・保育に係る保育料について適用し、同日前に利用した教育・保育にかかる保育料については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

区分	補助金の額
第1子	対象子ども1人につき、保育料の月額5,000円を超える額。 (100円未満の端数切り捨て) ただし、保育料の1/2と補助基準額10,000円の低い方を上限とする。
第2子以降	対象子ども1人につき、保育料の月額5,000円を超える額。 (100円未満の端数切り捨て) ただし、保育料の1/2と補助基準額15,000円の低い方を上限とする。

別表第2（第5条関係）

区分	軽減の対象としない保護者の所得
ア 第1子の対象子ども	対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額を合算した額 57,700円
イ 第2子以降の対象子ども ただし、ウに該当する子どもを除く	対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額を合算した額 155,500円
ウ 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第22条に掲げる第2子以降の対象子ども	対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額を合算した額 169,000円

※ 市町村民税所得割の算出方法については、施行令第4条第2項第2号並びに施行規則第21条及び第21条の2の規定に基づく算定に準ずるものとする。

別記様式（第6条関係）